

公益的法人等への大田市職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第53号の2

公益的法人等への大田市職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公益的法人等への大田市職員の派遣等に関する条例施行規則（平成27年大田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び」を「、」に改め、「しまね地域医療支援センター」の次に「及び職業訓練法人島根中央能力開発振興協会」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。